

一般家庭から出る

生ごみの減量・再資源化に取り組みませんか？

日常生活の中から生じる生ごみは、そのほとんどが焼却処分されています。つまり、捨てれば捨てるほど処理に必要な経費も増えるのです。生ごみは、可燃ごみとして捨てるより、生ごみ処理器を使って堆肥にすれば家庭菜園や花づくりなどに有効利用でき、ごみの減量化や処理経費の削減につながります。

生ごみ処理器購入費の半額を補助します

一世帯2個までの補助となります。

大型（190ℓ）
購入者負担価格3,500円
（一般価格は7,000円）
中型（130ℓ）
購入者負担価格3,000円
（一般価格は6,000円）



電気式生ごみ処理機 購入者に補助金交付

平成29年度中に電気式生ごみ処理機を購入し、左記条件を満たす小松島市民の方を対象に、補助金交付申請の受け付けをしています。

【補助金交付対象条件】

微生物または電気力を利用して、生ごみの減量化を図る製品（製造メーカーや型式は問いません）を、小松島市内の取扱い店で購入すること
【補助金額】購入価格の1/2（2万円が限度）

【申請方法】

購入する前に印鑑、購入価格を記載しているカタログまたは見積書、購入者宅の位置図をご持参のうえ、市環境衛生センターまで申請してください。

詳しくは、市環境衛生センター（芝生町花谷3番地）
☎32・8290 / FAX 32・8295 まで。

廃蛍光管などのごみの出し方にご注意ください

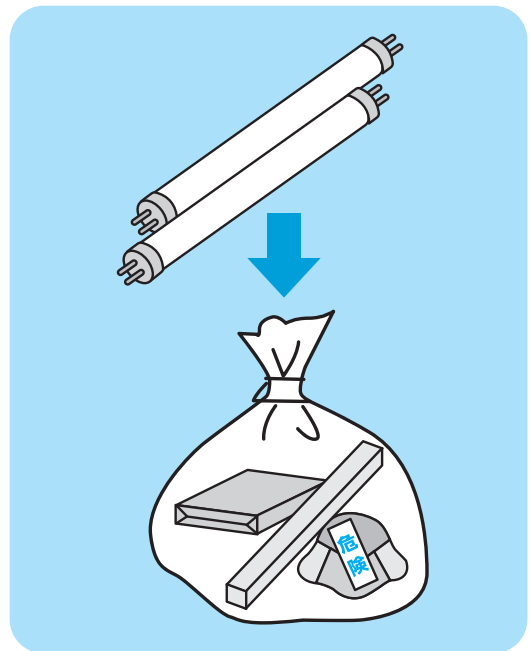
廃蛍光管は、割れないよう、買った時の専用ケースなどに入れるか新聞紙で包んだあと、びん・ガラス類専用の指定袋に入れて出していただくようお願いしていますが、そのまま指定袋に入れている廃蛍光管が多く見受けられます。

市では回収した廃蛍光管を、専門の処理業者により水銀・ガラス・金属などに、それぞれ原料としてリサイクルします。裸のままの廃蛍光管は割れやすく、割れるとリサイクルが困難になることから、割れないよう新聞紙などで包んで出していただくをお願いします。なお、割れたものは紙に包んで「危険」と表示して出してください。

廃蛍光管などの適正処理とごみの減量化に、みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

市環境衛生センター（芝生町花谷3番地）
☎32・8290 / FAX 32・8295
Mail: eiseicenter@city.komatsushima.
i-tokushima.jp



※割れないよう、買った時の専用ケースなどに入れるか新聞紙で包んだあと、びん・ガラス類専用の指定袋に入れてください。
※割れたものは紙に包んで「危険」と表示して出してください。